

道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、救急医療をはじめとする生活環境の向上など、真に豊かで潤いのある生活の実現を図るうえで、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本である。

特に、本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路をはじめ道路の整備が立ち遅れており、道路整備に対する県民のニーズは非常に高く、東九州自動車道をはじめとする高規格幹線道路から、国道、県道、市町村道に至るまでの体系的な道路交通網の整備が必要不可欠である。

このような中、国において、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」を受け、地域の自立と活力の強化や安全・安心の確保等からなる中期的な計画の骨子案が示されたところである。年内には道路整備の具体的な姿を示した中期的な計画が作成されることとなっているが、この計画の内容によっては、本県の道路整備に大きな影響が及ぶことが懸念される。

ついては、地方の道路整備の重要性を深く認識され、真に必要な道路整備が早急かつ着実に進められるように、次の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応や地域活性化・自立等の観点から、地方の道路整備に対するニーズを反映するとともに、真に必要な道路整備を推進するための事業量を確保すること。
2. 道路特定財源については、暫定税率を延長し、受益者負担という当該制度の本来の趣旨に基づき、全額を道路整備費に充当するとともに、国から地方への配分割合を高くするなど、地方における道路整備財源の充実を図ること。
3. 東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線の整備にあたっては、有料道路方式と新直轄方式等を効果的に組み合わせ、整備計画区間の早期完成を図るとともに、基本計画区間については、早急に整備計画に格上げして、整備促進を図ること。
4. 安全・安心な生活を確保し、地域経済の発展を支えるため、幹線道路である一般国道や生活基盤の根幹をなす県道、市町村道の整備を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	議長
参議院議長	江田野五	議長
内閣総務大臣	福田康寛	議長
総務大臣	増田賀志	議長
財務大臣	額賀鐵三	議長
国土交通大臣	冬柴弘	議長
内閣府特命担当大臣 (経済財政)	大田	議長